

あなたはどの健保？

①へあなたはどれか一つの保険に入らなければなりません

健康保険制度には八つの種類があり、すべての国民はこのどれかに加入しなければなりません。そして、どの保険に加入するかは、あなたやあなたの家族の職業、住所、所得などによって決まっています。職場の健保や共済組合にはいつていない人はすべて国保に加入することになります。加入の届けは法律で定められた、あなたのまず果たすべき義務です。国保は世帯主でも家族でも、一



○暮らしと結ぶあなたの国保
○突然の病気であわてる未加入者

人一人が被保険者となります。ただし、国保では世帯ごとに入ることになっていますから、世帯主が加入手続きを行うことになります。そして、一世帯に一枚の保険証が交付されます。

②へ加入届の遅れはあなた自身の損失です。加入届の提出を怠るとあなた自身が困ることになります。病気になることも保険は効きませんので、時には何十万円もの医療費をすべて自分で支払わなければなりません。しかも、「国保税」は加入届を出していないなかった期間の分についても支払うことになります。

また、世帯主の方は、自分の世帯に属する被保険者の資格に異動があったとき（他の保険にはいつたとき、他の保険をやめたとき、他の区市町村へ転出したとき、家族の方が死亡したときなど）は十四日以内に届け出をしなければなりません。あなたはもう届け出は済みましたが。

厚生年金の知識

10

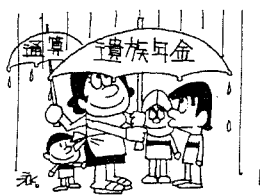
まず、通算老齢年金のしくみについて見てみましょう。会社員、公務員、自家営業者などと仕事や職業を変えたために、二つ以上の年金制度をわたり歩いた場合、それぞれの加入期間が短く、どの制度からも老齢年金を受けるだけの資格期間を満たすことができない人が出てきます。

こうした人たちのために設けられているのが通算老齢年金制度で、各制度の加入期間を通算（合計）して一定期間以上あれば、それぞれの年金制度から加入期間に見合った年金額が支給されます。

さて、通算遺族年金は、このような通算老齢年金の受給資格期間を満たしている人が亡くなったときに、その人の所得によって生活していた妻や子などの遺族の生活を保障するために支給されるものです。

▽支給が受けられる条件
厚生年金の被保険者期間が

通算遺族年金



一年以上であるが、老齢年金を受けるのに必要な被保険者期間を満たしていない場合、次のいずれかに該当するときは、支給を受けることができます。

を受けることができる場合。

▽「遺族」の範囲と支給順位

「遺族年金」の場合と同じで、被保険者または被保険者であった人が亡くなった当時、その人の所得によって生活をしてきた配偶者（内縁の人を含む）、子、父母、孫および祖父母です。

妻は年齢を問いませんが、妻以外の遺族は、夫、父母および祖父母の場合六十歳以上、子および孫の場合は十八歳未満でなければなりません。

ただし、これらの遺族が障害年金の一級または二級に相当する程度の障害者である場合は、「六十歳未満」「十八歳以上」であっても受けられます。年金を受けられる順位は次の通りです。

- ア 配偶者と子
- イ 父母（配偶者も子もない場合）
- ウ 孫（配偶者も子も父母もない場合）
- エ 祖父母（配偶者も子も父母も孫もいない場合）